

## 聖籠町 幼稚園・認定こども園入園に関するQ&A

1 申し込みについて	
Q1	翌年の4月以降の入園申込ができるのはいつですか？
A1	例年、10月に募集を開始いたしますので10月末までにお申し込みください。広報及び町ホームページでお知らせいたします。 なお、入園希望日については、4月～10月の各月初日を選択できます。
Q2	10月の入園募集では申込をしませんでしたが、その場合入園申込はいつできますか？
A2	年度途中の入園については、施設(園)の定員に空きがある場合のみ随時募集します。 各園の空き状況は、毎月町ホームページで公開しています。 空きがある場合は、入園を希望する月の2ヶ月前に申込を受付します。
Q3	申込みをすれば第一希望の園に必ず入園できますか？早く申し込んだ方が希望が叶いますか？
A3	第一希望の園に入園できないこともあります。 申込人数が募集人数を超えた場合は、入園の手引きに記載している入所選考基準に基づき選考を行います。 (2号、3号認定で入園を希望した場合) 入園の決定は、申込の先着順ではありません。
Q4	希望園は複数書いた方がいいですか。
A4	複数の希望園を検討していただく方が、いずれかの園に入園できる可能性が高まります。 施設にこだわらず、お子さんが入所することを優先したい場合には複数書いてください。
Q5	現在求職中ですが、入園申込みはできますか？
A5	求職活動による保育の希望は、4月1日入所に限り申込みを受け付けます。 また、「求職活動中」という理由で保育認定を受けた場合、保育認定期間(入所承諾期間)は3ヶ月となります。 認定期間が終了する月の月末までに就労を開始し、「就労証明書」を在籍する園に提出してください。提出していただけない場合、退所していただくこともあります。
Q6	保護者が働いている場合でも1号認定を受けることは可能ですか？
A6	父母等が就労している場合でも、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園に通うことができます。 入園申込時に、保育希望「無」を選択してお申し込みしてください。この場合、父母等の就労証明書などの添付は不要です。
Q7	1号認定を受けた場合、預かり保育を利用することは可能ですか？
A7	1号認定のお子さんでも預かり保育を利用することができます。 また、就労等、保育が必要であると認められる事由による預かり保育の利用には無償化の制度があります。無償化の制度を利用するには町の認定を受ける必要がありますので、詳しくは園または子ども教育課へお問合せください。

Q8	入園内定のあとで入園先を変更することはできますか？
A8	内定が決まったあとで入園を辞退した場合は、内定している入園許可は無効となります。 入園先を変更する場合は、新たに申込みが必要となり、ご希望の園において定員の空きがない場合、申込は受付られませんのでご注意ください。
Q9	出産前に申請できますか。
A9	出産前であっても申し込めます。 ただし、入園日時点でお子さんが生後2ヶ月を経過していることが入所条件となります。
Q10	4月入所と年度途中入所はどちらが入りやすいですか？
A10	年度初めはクラスの持ち上がりなどによって定員が空きやすくなることから、4月入所の方が入所しやすくなります。
Q11	保育の必要量とはなんですか。
A11	保育を必要とする事由や家庭の状況、月あたりの労働時間等に応じて、町が「保育の必要量」の認定を行います。認定区分により園の保育利用時間や保育料、延長保育対象時間が異なります。 「保育標準時間」：保育利用時間は朝7時～夕方6時まで 夕方6時～7時の間は延長保育となります。 「保育短時間」：保育利用時間は朝8時～夕方4時まで 朝7時～8時、夕方4時～7時の間は延長保育となります。
Q12	入園先を検討するにあたり、小学校区を考慮する必要はありますか。
A12	お子さんの小学校区と、入園先に関係はありません。 入園先の検討には、各園における教育・保育サービスをご理解の上、お申込みください。
Q13	現在聖籠町以外に住民登録があります。入園希望日までに聖籠町へ転入し、転入後から聖籠町内の園入所を希望しています。どこに申込みすればよいですか？
A13	入園希望日までに聖籠町へ転入予定という条件で、申込みを受け付けします。 万が一、入園日までに聖籠町に住所を有しない場合、入園取り消しとなりますのでご注意ください。

2 保育を必要とする証明書について	
Q14	保育が必要ない場合(1号認定)でも保育を必要とする証明書(就労証明書等)の提出は必要ですか？
A14	不要です。入園申込書「保育希望の有無」欄に「無」を選択して提出してください。
Q15	夫(妻)が単身赴任しています。就労証明書の提出や「①世帯の状況欄」の記載はどうすればいいですか？
A15	単身赴任している保護者を含めて世帯の状況欄に記入し、氏名欄に「〇〇市に単身赴任中」と記入してください。また、単身赴任中であっても就労証明書の提出が必要です。 ※単身赴任中の保護者と児童の住所が別の場合は、世帯状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります。
Q16	申し込み時の勤務先から入園時には転職する予定です。就労証明書と求職活動の申立書のどちらを提出すればいいですか？
A16	原則、入園日時点における就労状況(見込み)で申請してください。 ご相談のケースの場合、現在就労しており、入園時点においても就労していることが見込まれるため、現在の勤務先の就労証明書を提出してください。(すでに内定を受けている場合は、転職先の就労証明書を提出して頂きます。) 入園後、保護者の就労状況が申込時点と変わっている場合は、その時点で保育の利用が必要な事由を証する書類(求職活動の申立書や、新たな就職先の就労証明書等)を園に提出してください。
Q17	児童の叔父(叔母)が同居しているのですが、世帯状況への記載は必要ですか？
A17	世帯の状況欄には、児童と同居するすべてのご家族を記入してください。 ただし、保育の利用を必要とする理由等欄には、父母と60歳未満の祖父母のみ記入するため、叔父叔母の記入は不要です。 就労証明書等の保育の利用を必要とする理由を証する書類についても、児童の父母と60歳未満の祖父母分だけで結構です。
Q18	きょうだいで申請を行う場合、就労証明書等は申請するこどもの人数分必要ですか？
A18	勤務先等にお子さんの人数分証明をしていただく必要はありませんが、就労証明書等をコピーしていただき、それぞれのお子さんの申請書に添付するか、添付を省略する児童の申込書に添付省略の理由を記入してください。 (記入例:父母の就労証明書は〇〇園△△(児童氏名)の申請書に添付済み)
Q19	同居の祖父母の就労証明書等も必要ですか？
A19	60歳未満の同居祖父母のうち、保育の利用が必要な事由に応じて就労証明書等の書類をご提出いただきます。 60歳以上の祖父母の方は、提出の必要はありません。

Q20	時間区分(保育短時間・保育標準時間)はどのように決まるのですか？
A20	保育の利用が必要な事由と、就労時間及び通勤時間に応じて決定します。 また、家庭状況に応じて必要な保育時間を変更する場合があります。
3 保育料について	
Q21	町立幼稚園と私立認定こども園で保育料の金額は違いますか。
A21	入所先による保育料の違いはありません。 また、3歳児クラス以上の保育料は無料です。(延長保育料は除く)
Q22	保育料はどのように決まるのですか。
A22	保護者の市町村民税所得割額(世帯で合算したもの)を基に決定します。4月から8月までの保育料は前年度の、9月から翌3月までの保育料は当該年度の市町村民税所得割額を基にします。そのため保育料は、4月と9月で切り替わります。
Q23	祖父母と同居していますが、保育料に関係ありますか。
A23	祖父母が「家計の主宰者」と判断される場合は、保育料に影響があります。 その場合、祖父母の市町村民税所得割額も合算した上で保育料が決定されます。
Q24	「家計の主宰者」と判断されるのは、どのような場合ですか？
A24	家庭の状況によって「家計の主宰者」として判断される場合が異なります。 下記が「家計の主宰者」として判断される可能性がある一例となります。 (例)・両親世帯(父母ともいる世帯)は父母双方ともに住民税が非課税である場合 ・ひとり親世帯(父子、母子世帯)は父または母の住民税が非課税である場合 ・同居所に最多収入者(最多納税者)がいる場合
Q25	離婚や結婚をした場合、保育料に変更はありますか。
A25	保育料を再計算し、額が変更になる可能性があります。 詳しくは子ども教育課へお問い合わせください。

お問合せ先: 聖籠町役場 子ども教育課 子ども・子育て支援係 27-2111(内線309)